



## 《確定申告について》

(1)年金の所得金額は、その年に受けたその他の所得とともにご自分の住所地を所轄する税務署へ申告し、その納税額を納付します。源泉徴収された税額がある場合には、納税額との過不足を精算することになります。

(2)公的年金等の収入金額が400万円以下で、その他の所得が20万円以下の場合、確定申告のお手続きの必要はありません(※)。

なお、確定申告の必要がない場合でも、確定申告により源泉徴収税額の還付を受けることができる場合もあります。

(※)外国の制度に基づき国取られている場合には、

**e-Taxの送信時にマイナンバーカード読取対応のスマートフォンをご利用いただけるようになったことから記載を変えております。**

(3)確定申告は、2月16日(火)税務署で受け付けています。2月15日(水)以前から受

(※)確定申告の受付期間および書類の記入方法につきましては、お近くの税務署へお問い合わせください。

(4)e-Taxについて  
e-Taxのご利用により、インターネットでの確定申告が可能です。

e-Taxの詳細につきましては、国税庁のホームページをご参照ください。

[e-TaxホームページURL] <https://www.e-tax.nta.go.jp/>

(5)確定申告書の提出において源泉徴収票の添付は不要ですが、**確定申告書に源泉徴収票の内容を記載する必要がありますので、源泉徴収票は大切に保管しておいてください。**

## 公的年金等の源泉徴収票 在中

開け方 うちがえし



オモテから ウラから

オモテ・ウラの2回開けてください。



詳しくは、お近くの税務署へお問い合わせください。

## 社会保障・税番号(マイナンバー) 制度について

所得税等の確定申告書または住民税申告書を提出する際は、申告の都度、

**マイナンバー(12桁)**の記載が必要です!

**本人確認書類**の提示または写しの添付が必要です!

- 【本人確認書類の例】
- 例① マイナンバーカード
  - 例② 通知カード(※) + 運転免許証などの顔写真身分証明書など
- (※)通知カードの氏名、住所等が最新の住民票と一致していない場合は個人番号が確認できる書類としてはご利用いただけません。

## 確定申告書は国税庁ホームページで作成できます

- 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、申告書等を作成できます。また、作成した申告書等はe-Taxを利用して送信することができます(印刷して郵送等により提出することもできます)。
- **マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォンをお持ちの方は、e-Taxで送信できます。**
- 詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。  
[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)

## 源泉徴収票の個人番号(マイナンバー)について

受給者様へお送りいたしました源泉徴収票には個人番号(マイナンバー)を表示しておりません。公的年金等の支払者は源泉徴収票を2通作成し、1通を受給者様へ、もう1通を税務署長へ提出することとなっておりますが、個人番号(マイナンバー)は税務署長へ提出する源泉徴収票のみへ表示することとなっているためです。

## よくあるご質問と回答のご案内

受給者様からのよくあるご質問と回答を弊社ホームページに掲載しております。

以下のとおり検索または右のQRコードを読み込んでください。

- ① 検索で「三井住友信託 受給者」を入力
- ② 「企業年金の受給者さまからよくあるご質問と回答」をクリック



令和3年分以降

年分

## 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	受給者番号									
		氏名									
区 分											
<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;">           所得税法第203条の3第1号・第4号適用分            所得税法第203条の3第2号・第5号適用分            所得税法第203条の3第3号・第6号適用分            所得税法第203条の3第7号適用分         </div>											
支払金額											
源泉徴収税額											
千円											
円											
千円											
円											
社会保険料の額											
千円											
円											
受給者生年月日											
年号 年 月 日											
源泉控除対象配偶者の有無等											
源泉控除対象配偶者の有無等											
源泉控除対象配偶者											
控除対象扶養親族											
16歳未満の扶養親族											
16歳未満の扶養親族の数											
氏名 区分											
氏名 区分											
氏名 区分											
氏名 区分											
(摘要)											
法人番号											
所在地											
名称											
(電話)											

令和2年分

年分

## 公的年金等の源泉徴収票

受ける者 支払を	住所又は居所	受給者番号																	
		氏名																	
区 分												支払金額		源泉徴収税額					
<b>所得税法第203条の3第1号・第4号適用分</b> <b>所得税法第203条の3第2号・第5号適用分</b> <b>所得税法第203条の3第3号・第6号適用分</b> <b>所得税法第203条の3第7号適用分</b>												千円		千円					
												円		円					
本人		源泉控除対象配偶者の有無等			控除対象扶養親族の数		障害者の数		非居住者である親族の数	社会保険料の額		受給者生年月日							
特別障害者	その他の障害者	特別寡婦	寡婦	寡夫	一般	老人	特定	老人	その他	特別(うち同居)	その他	千円	円	年号	年	月	日		
							人	人	人	人(内)	人								
源泉控除対象配偶者				控除対象扶養親族				16歳未満の扶養親族				16歳未満の扶養親族の数							
氏名		区分		氏名		区分		氏名		区分		氏名		区分		氏名		区分	
		1				1				1				1				人	
		2				2				2				2				人	
(摘要)																			
支払者	法人番号																		
	所在地																		
	名称																		
(電話)																			



平成29年分～令和1年分

# 公的年金等の源泉徴収票

受ける者 支払を 住所又は居所	受給者番号																				
	氏名																				
区 分										支払金額	源泉徴収税額										
<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;">                 所得税法第203条の3第1号適用分                  所得税法第203条の3第2号適用分                  所得税法第203条の3第3号適用分                  所得税法第203条の3第4号適用分             </div>										千	円	千	円								
										本人		源泉控除対象配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数		障害者の数		非居住者である親族の数	社会保険料の額	受給者生年月日	
										特別障害者	その他の障害者	特別寡婦	寡婦	一般	老人	特定	老人	その他	特別(うち同居)	その他	人
																人	人	人	人(内)	人	人
源泉控除対象配偶者			控除対象扶養親族				16歳未満の扶養親族				16歳未満の扶養親族の数 人										
氏名		区分	氏名		区分	氏名		区分	氏名			区分									
		1			1			1													
		2			2			2													
(摘要)																					
支払者	法人番号																				
	所在地																				
	名称																				
(電話)																					

平成28年分以前

年分

公的年金等の源泉徴収票

受ける者	住所又は居所	受給者番号															
		氏名															
区 分																	
支払金額																	
源泉徴収税額																	
千円																	
円																	
<b>所得税法第203条の3第1号適用分</b> <b>所得税法第203条の3第2号適用分</b> <b>所得税法第203条の3第3号適用分</b> <b>所得税法第203条の3第4号適用分</b>																	
本人		控除対象配偶者の有無等			控除対象扶養親族の数			障害者の数		非居住者である親族の数	社会保険料の額		受給者生年月日				
特別障害者	その他の障害者	特別寡婦	寡婦	寡夫	一般	老人	特定	老人	その他	特別(うち同居)	その他	千円	円	年号	年	月	日
							人	人	人	人(内)	人						
控除対象配偶者				控除対象扶養親族				16歳未満の扶養親族				16歳未満の扶養親族の数					
氏名		区分		氏名		区分		氏名		区分		氏名		区分		氏名	
		1				1				1				1			
		2				2				2				2			
(摘要)																	
支払者	法人番号																
	所在地																
	名称																
(電話)																	